

エキシブ、エキシブバージョン、エキシブバージョンZ 施設相互利用契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>(利用制限)</p> <p>第 15 条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第 14 号</u> 甲または施設利用者が、乙に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき</p> <p><u>第 15 号</u> その他資格停止、資格喪失の処分を相当とする行為があったとき</p> <p>2 前項の資格停止ないし資格喪失の処分があった場合、乙は、不動産売買契約および本契約を解除することができる。前項第 9 号ないし <u>第 14 号</u> による処分の場合、乙は、何らの催告を要せず、不動産売買契約および本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(利用制限)</p> <p>第 15 条 乙は、甲または施設利用者等が以下の各号に該当する場合、甲および施設利用者の施設利用を拒否することができ、また、会員資格の停止または喪失させることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 14 号</u> その他資格停止、資格喪失の処分を相当とする行為があったとき</p> <p>2 前項の資格停止ないし資格喪失の処分があった場合、乙は、不動産売買契約および本契約を解除することができる。前項第 9 号ないし <u>第 13 号</u> による処分の場合、乙は、何らの催告を要せず、不動産売買契約および本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(略)</p>